

会 議 記 録

会 議 名	和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第5回
開 催 日 時	令和3年11月30日（火）午後2時20分～午後3時00分
開 催 場 所	庁議室
議 題	(1) 和光市行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会での検討結果の報告について (2) 情報システム標準化・共通化検討部会での検討結果の報告について (3) テレワーク検証事業の中間報告について（令和3年9月30日時点） (4) LoGo チャットの利活用推進について (5) マイナンバーカードの交付・申請の状況について

1 和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第5回議付議事項について

(1) 和光市行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会での検討結果の報告について

資料1をご覧ください。7月20日のDX本部で設置されたオンライン検討部会について、これまでの検討結果を報告致します。検討部会では、政策課長を部会長とし、政策課、情報推進課、戸籍住民課、課税課、会計課の主査・主任級職員により、実務的な検討を行い、これまでに3回の会議を開催しました。

主な検討結果は、和光市LINE公式アカウントにマイナンバーカードの読み込み機能を追加することで、証明書発行に関するオンライン申請を導入すること、先行導入の対象とする証明書は、住民票の写し、住民税決定証明書、非課税証明書の3つとすること、証明書交付手数料については郵送申請に準じて徴収するものとし、決済手段は和光市公式アカウントでのLINEpay払いとすることなどです。

今後のスケジュールは、本日のDX本部終了後、事業開始に関する市長決裁の起案、12月中旬にLINE株式会社による全国一斉でのサービス開始に関するプレスリリースが予定されているため、その日に合わせて、サービス開始及び和光市としてのプレスリリース等を行うこと、広報わこうでの市民周知は1月号で実施することを予定しています。

懸案事項となっていた情報セキュリティ関連については、情報セキュリティなどに関するLINEの第三者委員会における最終報告が提出され、それを踏まえて、国のガイドラインに対応した行政特有の扱いを明らかにした特別規約の整備が行われることになったため、解消された状況となっています。

【意見・質問】

- ・LINEで3種類の証明書を発行するというお話を頂いていますが、最終的に情報

セキュリティ関連で以前問題だったことが解消されたと話していましたが、再確認させてください。以前、韓国に情報サーバーが置かれていて、下請け社員が情報を見れる状態になっていて管理が不徹底だったというようなことが起きていたと思いますが、そのような心配はないということでしょうか。

→その件ですが、元々行政の LINE 公式アカウントには、そのようなことは起きていませんでした。ただ、それが分かるように規約上はなっていなかったため、懸案事項であると総務省から言われていました。従来の運営通りに今後もやっていくと規約で明示する形でそういった懸案はなくなると思っています。

→総務省からマイナンバーカードを使つての LINE の申請行為というのは問題ないということでしょうか。

→総務省と協議して特別規約の内容を決めていると LINE 側から聞いています。

→その特別規約ができれば、プレスリリースされるということですか。

→特別規約について、会議で特段の異議がなければ数週間以内に契約を行う予定で、リリースより前に締結することができると思います。

→特別規約は和光市と、ということですか。

→LINE の規約は全ての市民向けの内容になっていますが、今回の特別規約は和光市と、というよりは行政の公式アカウント用の特別規約という内容になるので、和光市を含む地方自治体用のもので締結するというものです。

→和光市と他の参加する市と、LINE が締結するということですか。

→そうです。これまでの疑念があったものは払しょくされていると思います。

→LINE で申請ができるというのはいいことだと思いますが、情報開示の問題が解決しないと自治体の責任になってしまうため、確認でした。

→LINE 側も自治体向けのものについてはセキュリティの強いものを用意してくれていますが、今回明確にそのことを表明してくれるというものです。

(2) 情報システム標準化・共通化検討部会での検討結果の報告について

第3回会議において報告した、情報システム標準化・共通化検討部会については、項目1に記載のとおり、住民記録システムに関連する課の職員をメンバーとした部会を設置しました。標準化・共通化の対象となる17業務を処理する3つのシステムを利用する12課で構成しています。

次に、検討部会の実施状況は、項目2のとおり、第1回のキックオフ会議を11月17日に開催したところです。検討部会では、「情報システム標準化・共通化という取組が法令で義務付けられたこと」「令和7年度末までに国が定めた標準仕様に準拠したシステムへの移行が求められていること」「現在、国が標準仕様の作成に取り組んでいること」など、まずは情報システム標準化・共通化に取り組む必要があることを所管課に認識してもらうことを念頭に置き、項目2「検討部会の開催状況」の内容及び現状の情報共有を行いました。

また、今後の取組として、情報システム標準化・共通化の動向について国の動向、情報を検討部会で共有し、国が示す「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」を参考に検討、協議を進めて行くことを部会として確認しました。

【意見・質問】

・なし

(3) テレワーク検証事業の中間報告について（令和3年9月30日時点）

項目1の登録状況ですが、テレワーク検証は9月末で2期目を終了し、現在3期目を実施中です。テレワークシステムの利用者数は、第1期から約2倍の52名、17課で、検証事業は30台分の接続許可を得て実施しましたが、8月から9月にかけて感染者数が急増した際、緊急事態として追加で23台分の接続許可を得て、合計53台まで利用可能となったことによるものです。また、第1期から新たに7課でテレワークを利用してもらいました。資料上、1期と2期の差が6課であるのは、教育総務課の利用がなくなったためです。

次に、項目2のテレワーク環境の利用状況ですが、第2期はこちらも約2倍、延べ256回です。資料の下部に期間中の実施実績を棒グラフで示しておりますが、8月中旬から9月中旬にかけてテレワーク実施数が増し、特に感染が拡大した時期に、実際の分散勤務に活用できました。

テレワークで取組まれた主な業務は項目3に記載しましたが、概ね1期目と変わらない状況です。通常事務処理、資料作成等を中心に、Webページの更新、オンラインセミナー・研修の受講などが行われています。

第2期のテレワーク検証は、通信環境に着目し、現行方式の環境では、現状の利用者数であればネットワーク速度に概ね支障がないという感触を得ました。下表の折れ線グラフは、各日の通信網における通信データ量の瞬間的な最大値を示しており、テレワーク実施数が増加しても、それほどネットワーク通信量に影響が大きいという結果になりました。今月21日に検証参加者に同時接続のテストに協力をいただきました。

また、項目4の(3)にテレワークにおける課題について、参加者の意見をまとめました。主に、出勤している職員に業務負担が大きくなること、在席職員との連絡手段として、LOGOチャットやWeb会議ツールで職場にいる状況に近い感覚でコミュニケーションが取れるようにすること、外部との連絡において私用の携帯電話を利用する必要があること、テレワーク従事者の勤務の確認、管理方法が難しいこと、など第1期から挙がっていた課題の他、テレワーク環境の下では自宅で何時でも事務処理ができてしまうため、オーバーワークすることに注意が必要、ということが新たに挙げられました。

最後に、令和4年度も詳細は未定ながら、地方公共団体システム機構から無償で現行システムが提供されることがアナウンスされています。今後については、和光市DX推進全体方針に基づき、引き続き現行のシステムを利用したテレワークを実施するという観点で検証を継続しつつ、服務規程、勤務条件等、テレワークの位置づけについて検討を行いたいと考えています。

【意見・質問】

・なし

(4) LoGo チャットの利活用推進について

本件の説明主旨を先に説明します。LOGO チャットは、9月補正予算で正式導入したことを踏まえ、1点目 LOGO チャットを正式な市の職員間の業務連絡用ツールとして運用することを全庁的に認識し、利用していただきたいこと、2点目、LOGO チャットの導入効果、メリットを高めるため、積極的な活用をお願いしたいこと、3点目、情報セキュリティの観点から、職員間の業務連絡では、無料 SNS の利用を中止し、LOGO チャットに移行していただきたいこと、以上3点がお願いの方々説明趣旨となります。

LOGO チャットは、職員用 PC やスマートフォンを利用して、職場内外で職員が即時性の高いコミュニケーションを取れるチャットツールであり、その便利さは類似機能を持つ LINE を利用していれば十分理解できると思います。令和3年10月の利用実績は、資料の「現状」欄のとおりですが、このデータで特に着目いただきたい点が、アカウント付与数475に対し、アクティブなアカウント数が334、約70%というところです。残りの30%の職員はLOGO チャットにログインしておらず、LOGO チャットで連絡がきたことに気付くことができない状況です。試行から市の正式な業務連絡用ツールに変わりますので、各部局の職員に対し、業務時間中はLOGO チャットに、必ずログインするよう周知をお願いします。当課からも速やかに掲示板にて周知を行う予定です。

次に、LOGO チャットの積極的活用についてですが、LOGO チャットはメールや電話、サイボウズのメッセージ機能等他の連絡手段と比較し、「職員間の連絡の効率化」「LOGO チャットを利用する自治体間のグループチャットによる情報交換」「業務におけるリアルタイムな連絡体制の構築・活用」において導入効果を得られると考えています。

まず、「職員間の連絡の効率化」は、チャットの特徴として、相手が居なくても連絡が記録として残る形で通知でき、連絡を受けた相手も都合の良いタイミングで確認、反応でき、さらには連絡した相手の既読確認ができることから、時間的にロスが少ない対応ができます。LOGO チャットを利用したコミュニケーションにより、導入自治体の調査結果では、年間一人当たり98時間、勤務日数で12.6日分の効率化が図れるとの効果が報告され、活用次第では更なる削減効果も考えられます。電話等を使ってはいけないという事ではなく、自分と相手にとって効率的と考えられる場面では積極的にLOGO チャットを利用する意識付けをしていただきたいと思います。

次に「LOGO チャットを利用する自治体間のグループチャットによる情報交換」は、現在、LOGO チャットをトライアルを含めて利用している自治体が700以上と言われているので、この自治体のユーザー間でLOGO チャットを利用して情報交換、共有を行うことができます。資料の裏面をご覧ください。LOGO チャットでは、ユーザーグループという各テーマごとにトークルームが開設され、そこに様々な自治体の職員が参加し、情報・意見の交換を行っています。そこでは、積極的に発言をして他の自治体職員と意見交換をしたり、他の参加者の意見交換を閲覧したりすることが可能です。特に、先進自治体等が情報を提供することがあり、業務上大変参考になります。ちなみに、近隣3市では志木市が正式にLOGO チャットを導入し、朝霞市と新座市はトラ

リアル利用をしているところですが、4市の情報システム部門の職員でトークを作って情報交換をしており、先の情報システム標準化・共通化の検討やその他の取組について、チャットグループを活用しています。利用が広がれば他の課所でもトークを作成し、意見交換、議会の一般質問等に関し他自治体の情報をチャットで収集するなどといった活用方法が考えられます。ユーザーグループへの参加は、いつでも行うことができますので、ご希望がある場合は情報推進課までご連絡をいただければと思います。

次に、「業務におけるリアルタイムな連絡体制の構築・活用」、課内の問合せ対応や災害時等の課内の連絡網をチャット化したり、志木市の事例では選挙速報のための投票所からの連絡にLOGOチャットを利用するなど、業務上必要なリアルタイムの連絡体制をLOGOチャットで構築するという活用方法が考えられます。

最後に、セキュリティの観点に基づくLOGOチャットへの移行につき、安全性及びモバイル利用の観点で、これまで行われてきたLINE等の無料SNSを利用した職員間の業務連絡を原則中止してください。これまでは公用としてのツールがなかったので、LINE等の無料SNSを利用して業務連絡をされていたかと思いますが、無料SNSは市の意向で情報がコントロールできる余地が少ないこと、問題が生じた場合このツールを選択した市側の責任が大きいことと、プライベートな使い方と混同するところがあり、他のグループ・ユーザーに誤ってコメントを発信するいわゆる誤爆問題等、情報セキュリティの観点でリスクが高く、業務情報の適正管理の面で問題があります。これからは、職員間業務連絡に私物の携帯端末を利用する場合は、原則として、利用ツールをLOGOチャットに限定させていただきます。

以上、LOGOチャットの利活用促進にあたっての考えとお願いしたいことを説明させていただきました。利活用促進の一環として、別紙「和光市チャット活用指針」を作成しました。情報推進課として掲示も行いますが、部会員の皆さまからも是非各部署内でLOGOチャットの積極的な活用を周知いただけますよう、よろしく申し上げます。

【意見・質問】

・ログインしていない方が30%ということでしたが、今回公式に使うということになったので、全員にログインしてもらいたいと思っています。現在、ここにいるメンバーでLOGOチャットのグループを作っていて、先日の地震の時に第一報がすぐにきて助かりました。そういった形でいろんなグループを作って活用していただければと思います。（市長）

(5) マイナンバーカードの交付・申請の状況について

資料5をご覧ください。令和3年4月以降は申請が少なくなってきましたが、人口に対する交付率は令和3年10月末現在、変わらず埼玉県内の63市町村中で一位である44.26%の交付率となっています。

先ほど説明したとおり、今後、LINEを活用しての住民票や税証明の発行なども始まりますので、マイナンバーカード取得のメリットになるのではないかと考えています。

【意見・質問】

・11月中旬、国の統計では39.5%、5,000万枚発行していると発表されていました。それに比べて和光市の取得率は高いと感じました。ただ、残された期限があと1年4か月で、今後もう少し取得率をあげていくとなるとどうしていくのか、市としての方針はありますか。（教育長）

→国が推進しているマイナポイントの第2弾にしっかりと取り組むということが一つであると考えていますが、まず、実際的なメリットなど、きちんとPRしていくということだと思います。100%を目指すという国の目標について、現実的であるかという観点もあると思いますが、取得率が上がっていけば、それに乗ったサービスなどもでてくると思いますので、地道に行っていくことが大事であると考えます。

→国はDXの中核にマイナンバーカードを据えています。和光市が進んでいて他が進んでいないことを考えると、各自治体での独自の取り組みというものがないとなかなか進まないということです。メリットが市民に周知徹底されなければ、今後さらに取得率が増えていくことはなかなか難しいのではないかと思います。そのあたりのことをまた考えてみてください。（教育長）

以上